

令和元年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和元年9月12日

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第35号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第36号 | 芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第37号 | 芸西村火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第38号 | 芸西村民会館、芸西村保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第39号 | 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第40号 | 芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第41号 | 芸西村保育所設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第42号 | 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第43号 | 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第44号 | 芸西村立芸西幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議案第45号 | 平成30年度芸西村一般会計の決算認定について |
| 日程第12 | 議案第46号 | 平成30年度芸西村代替輸送事業特別会計の決算認定について |
| 日程第13 | 議案第47号 | 平成30年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定について |
| 日程第14 | 議案第48号 | 平成30年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定について |
| 日程第15 | 議案第49号 | 平成30年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定について |
| 日程第16 | 議案第50号 | 平成30年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定について |
| 日程第17 | 議案第51号 | 平成30年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定について |
| 日程第18 | 議案第52号 | 平成30年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定について |

- 日程第 19 議案第 53 号 令和元年度芸西村一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 20 議案第 54 号 令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 55 号 令和元年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 22 議案第 56 号 令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 23 議案第 57 号 令和元年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 24 議案第 58 号 令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 25 議案第 59 号 令和元年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 26 発議第 3 号 芸西村議会議員報酬検討特別委員会設置に関する決議
- 日程第 27 議員派遣の件
- 日程第 28 閉会中の継続調査の申し出

招 集 年 月 日 令和元年9月12日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	欠	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸 友幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

岡村興樹議員：病氣療養中のため欠席

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	吉永 卓史	企 画 振 興 課 長 補 佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	池田 豪
--------	------

【 議事の経過 】

令和元年 9 月 12 日（木）

[9 : 00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は 9 名です。定足数に達しておりますので、令和元年第 3 回芸西村議会定例会第 3 日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第 1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 1、議案第 35 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 35 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 2、議案第 36 号芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 36 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 3、議案第 37 号芸西村火災予防条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 37 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 37 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 4》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 4、議案第 38 号芸西村民会館、芸西村保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 38 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 38 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 5》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 5、議案第 39 号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 39 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 39 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 6》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 6、議案第 40 号芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。
これから議案第 40 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 40 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 7、議案第 41 号芸西村保育所設置条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。9 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9 番松坂です。教育長に質問をします。入所の希望者が増えたなら当然定数を増やすのは、必要なことだと私も思います。他方、子どもを預かる施設のほうは、どうなっているのかという疑問があります。その定数に合っているだけの施設なのかという問題です。例えば、保護者の中には、プレハブに子どもを詰め込んでいるみたいな受け止めをしている人もあると聞きました。今年度はやってないようですけども、またこれからも当然出てくるものだと思います。今の保育の施設の広さと、設置の基準みたいなものはどうなのか、95 人を受け入れるだけの施設の収容能力はあるのか、お尋ねをしたいと思います。

それともう一つは、保護者の気持ちとしては、プレハブでやるよりも新施設へと、定員を増やすなら新施設へとという保護者の思いがあると思います。当村では、建て替えの話が数年前からありますが、その現在の進捗状況はどうなのかという疑問がありますので、質問がありますので、できればそれを教育長に答えてもらいたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。松坂議員の質疑にお答えします。今回の定数増は、内訳で言いますと、0 歳児の定数を 10 名から 15 名に増やすものでございます。0 歳児の保育場所は、議員もおっしゃられましたように、増築したプレハブ園舎で保育を行います。プレハブ園舎では、10 名まで保育できるんですが、保育士の絡みで 9 名を超しますと、増築しましたプレハブ園舎だけでは入りきりませんので、月齢の高い者から、本園の北舎に移動して保育を行います。今年度のように、1 歳児が 18 名以下の場合、乳児室が 1 部屋空きますので、最初は、プレハブ園舎でやるんですけども、おおむね 9 名を超えれば、全員で本園の北舎のほうに移動しまして保育をし、月齢の低い乳児が入ってきた場合には、面積が広すぎるということもありますので、プレハブ園舎でも保育をすることになります。面積のほうは、本園だけでも十二分に面積は確保してあります。

あと、新しい保育園といいますか、進捗状況なんですけれども、この条例と関連ございませんので、答弁構えてないんですが、現在としてはプロジェクトチームをつくりまして、検討を重ねているところでございます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 41 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 8、議案第 42 号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 42 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 9、議案第 43 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 43 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 10》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 10、議案第 44 号芸西村立芸西幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 44 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 11、議案第 45 号平成 30 年度芸西村一般会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。1 番の岡村俊彰です。議案第 45 号について質疑させていただきます。平成 30 年度芸西村一般会計の決算認定の歳入の部で、5 款 5 項村民税、10 項固定資産税において、収入済額、不納欠損額、収入未済額が前年度決算額より、大幅に増減している部分がありますが、その増減理由をお伺いします。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。岡村議員の質疑にお答えしたいと思います。個人村民税の収入額が増額となった理由は、営業所得、農業所得、一時所得などは減少しておりますが、譲渡所得が平成 29 年度に比べて、一時的とは思いますが、大幅に増加していることが要因です。

それと、法人税の収入額増加の理由は、企業が特定される恐れがありますので、詳しいことは控えさせていただきますが、業績の良し悪しは、年によって好不調がありますので、それが原因と思われます。

続いて、不納欠損額の増加の理由は、滞納整理を進めていく上で、財産調査を行い、差し押さえできる資産等がない場合、税法上の規定で強制的な徴収をしない執行停止の措置をとる場合があります。その状態が 3 年間継続した場合には、不納欠損するということになっておりますので、その案件が 30 年度は多かったというのが増加の理由となります。

最後に滞納額についてですが、滞納額については、平成 28 年度から安芸広域租税債権管理機構への徴収移管が始まり、移管案件の徴収率は、1 年目が 41%、2 年目は 53.6%、3 年目の平成 30 年度につきましては、54.9%と滞納整理が進んでおります。そのため、税全体の徴収率も右肩上がりで推移しておりますので、滞納額も減少傾向にあります。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 45 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 12》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 12、議案第 46 号平成 30 年度芸西村代替輸送事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 46 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 46 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 13》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 13、議案第 47 号平成 30 年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 47 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 47 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 14》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 14、議案第 48 号平成 30 年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。9 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9 番松坂です。私は、国保の令和元年度の当初予算の税込額の見込みを見て、そしてまた、30 年度の税込実績を見て、この額で予算が回るのなら保険料を上げる必要はないのではないかと質問をしました。今議会に提出されています国保の決算書の国保税収は、1 億 7500 万円まで伸びていまして、3 月の時よりも 500 万円伸びています。ということは、元年度の当初予算の税込見込みより、500 万円伸びているということになります。つまり、これは税率を上げなくても、この税収は確保されたということになります。また、同じく今議会に提出されております国保の補正予算を見ても、繰越金がほぼ 1000 万円出て、それが 1000 万円基金に積み立てられています。この結果を見ると、3 月議会での国保税の引き上げは、必要ではなかったのではないかと思います。村長あるいは課長の見解をお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。松坂議員の質疑にお答えをします。国保税の増減についてというご質問でしたが、

国保税を上げる必要がなかった理由の一つに、繰越金というのがちょっとあると思います。繰越金の主なものについては、国保税、これは医療分とか後期分、それと介護納付金の分になります。これらの滞納分が、見込みを大幅に上回る歳入がありました。予算 439 万円に対して、決算額 887 万円ということ。また、県の支出金におきましても、交付金が見込みを上回る 330 万円、予算にしますと 870 万円の予算を計上していました。決算額では 1200 万円という 330 万円の増がありました。これらの見込みを上回る額につきましては、国保税を検討する際には、ちょっと予測できないような歳入となりますので、その時点において歳入歳出を見た時には、国保税を改善しなければならないというようなことで、税率を引き上げております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
9 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員
再質問を行います。村長にお尋ねします。国保税の引き上げのこれからの思いについてお尋ねしたいと思っております。当村は、他市町村に先駆けて法定外繰入を行い、保険料を低く押さえる努力を歴代村長の英断ですつと続けてきました。この間の税率の引き上げ、平成 30 年度と元年度、国保税引き上げましたが、溝淵村長は、その国保財政の状況とかあんまり関係なく、県に言われるままに、法定外繰入を辞めて、県が示す標準保険料率、保険税率にまで突き進もうとしているのではないかという感じを持ちましたが、村長の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長
溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長
おはようございます。松坂議員からの再質疑にお答えをいたします。国保税の問題につきましては、県からの指導に基づいて、それを強引に推し進めようとするような感じを受けるというふうな、先ほどご発言がありました。そのように取られるような発言をした覚えはございません。

今後の国保税についての考え方ということではございましたので、それについてご答弁をさせていただきたいと思います。県からは、議員ご指摘のとおり決算補填目的等の法定外繰入については、計画的に減らし続けていきたいと思います。これが村だけではなくて、県下全域にこの指導がいつているということは事実であります。6 月の定例議会の同僚議員からも、同じように国保税についてのご質問をいただきまして、その際にも、経済財政諮問会議のほうにおきまして、国のほうの全般的な国保の赤字体質の続く国保については、いわゆる税金による穴埋めをなくすようにというふうな動きが、国のほうではあっております。それから同諮問会議の中でも、いわゆる市区町村毎の保険料のバラツキが国保財政の弱さの一因だというふうなことで、岐阜県など県域で保険料統一を目指している県がありまして、その 10 都道府県の取り組みを全国展開すべではないかというふうな動きもあっておりますので、そこについては、村としても、非常に着目をして注視していかなければならないというふうな考えております。村自身の考え方としましては、以前と変わりませんで、「急激に税率を上げますと国保の被保険者の負担が大きくなりますので、今後も一般会計からの繰入を一定考えながら、徐々にご負担もお願いもしていかなければならないというのは、もう再三再四、繰り返しご答弁をさせていただいているところでございます。こうした考え方に基づきまして、本年度におきましては、県に納める納付金が大変大幅に増えたことから、昨年度より 1000 万円増額をした 5000 万円を法定外繰入をいたしました。そして、やむなく、それと合わせまして 400 万円の国保基金の取り崩しをしながら、やむなくどうしても税率のほうにも影響を出すような形をお願いをしたというふうなことでございます。

今後につきましても、同様の判断をしていくことになろうかなと思いますけれども、現時点では国保会計が収支が日々動いておりますし、今年度の国保税とか、県からの交付金などの歳入の見込みというものも、まだ立っておりません。そして、県に対する納付金などの歳出の見込みを立てる必要があるわけですが、時期的にもまだそのような時期になっておりませんので、どのような判断になるかというのは、指し示しようもないわけですが、先ほど言いました考えを基本にどのようなところが適切なラインなのかと

いうふうなところを求めていくというふうになろうかと思っております。ご理解をよろしくお願ひいたします。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願ひます。

挙手多数です。

従って、議案第 48 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 15》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 15、議案第 49 号平成 30 年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願ひます。

全員挙手です。

従って、議案第 49 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 16》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 16、議案第 50 号平成 30 年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願ひます。

全員挙手です。

従って、議案第 50 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 17》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 17、議案第 51 号平成 30 年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 51 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 51 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 18》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 18、議案第 52 号平成 30 年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 52 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 52 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 19》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 19、議案第 53 号令和元年度芸西村一般会計補正予算(第 3 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。9 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9 番松坂です。1 点だけ質問をします。ページ 24 の災害応急工事 30 万円についてお尋ねをします。この工事のもととなった災害は、1 年以上前の去年の 7 月に起こっています。ですから、説明にある応急という言葉は当たらないと私は思っています。当事者の人は、何度か担当課にもお話に行ったようですが、対応が結局今になっています。米の作付けにも影響が出ています。当村の災害対応はこれまでもスムーズに行われてきたと思うんですが、なぜ今回は 1 年以上もほったらかしになったのかお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

松坂議員の質疑にお答えいたします。今回予算計上している所につきましては、憩ヶ丘運動公園西のテニスコート南側の道路の南側の斜面になります。昨年 7 月、豪雨で崩れた所でありまして、村の土木の担当者に確認いたしますと、上段の耕作者の方から災害復旧事業で直せるんじゃないかという趣旨の相談があったということでありまして。その時の詳細のやり取りは確認のしようがありませんが、災害復旧事業としては、要

件、場所等で満たせませんので、復旧はできない旨の説明はさせていただいたようですが、昨年の豪雨につきましては、被災箇所も多く、応急・復旧事業での対応や、それから被災箇所の確認等で課内慌ただしい時期でありましたので、担当者の説明が相手方に十分伝わっていない点があったかもしれませんので、その点につきましては、今後相談者への対応について明確に分かるよう、課内でも心掛けていきたいと考えております。

それから、今回予算計上した理由につきましては、先ほども申しました被災箇所が、農地でも、また道路でもないため、災害復旧事業の対象とならないことや、崩土につきましては撤去しているため、現在斜面が非常に不安定な状態ではないことから、当面様子をみることにしております。今回、上段の耕作者の方より、水田に水を入れても抜けてしまうため、特に苗が小さい時には、水の管理に苦勞されているということで、何らかの対応ができないかという相談がありました。現地を何度か確認しましたところ、斜面から水の漏れもありましたので、今後さらに状態が悪くなって大雨が降った時などに、斜面が大きく崩れることも心配されますので、災害を未然に防ぐためにも、単独事業での災害応急復旧工事を行うということで予算を計上させていただいております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 53 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 20》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 20、議案第 54 号令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 54 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 21》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 21、議案第 55 号令和元年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 55 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 55 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 22》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 22、議案第 56 号令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 56 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 56 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 23》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 23、議案第 57 号令和元年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 57 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 57 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 24》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 24、議案第 58 号令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 58 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 25》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 25、議案第 59 号令和元年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 59 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 59 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 26》

○ 竹内 英樹 議長

発議第 3 号芸西村議会議員報酬検討特別委員会設置に関する決議を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。7 番小松康人君。

○小松 康人 議員

おはようございます。7 番小松康人でございます。読み上げることにより、提案理由の説明といたします。
(発議第 3 号芸西村議会議員報酬検討特別委員会設置に関する決議)
以上、よろしくお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。
討論はありませんか。5 番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

反対討論です。
5 番、宮崎です。反対討論をさせていただきます。そもそも、この会の設置の目的は、議員の報酬等、等でございます。そのための調査、研究でありまして、この会議において正式に認めてもらうということでございます。議員の報酬に対しては、アップすることに対して反対の意見もありましたが、調査・研究ということで、この会の設置に賛同させていただきました。ところが、これを見ると単なる報酬です。そうしたら、反対した人たちに対する気配りが一つもない。また、これはですね、この会が設立、もうしてるんです。提出者は、芸西村村議会ではなく、委員会ではないかと。こういった、私たちは、この代表者に対して素案作りはお頼みをいたしました。しかし、こういう書類ができる、完成すればですね、我々議員にもあらかじめ見せて、議員内で議論を行い、また反対意見等がありましたら調整をする、という手続きを私は前もってすべきではないかと思えます。議員のですね、協議会も何もせずに、これをいきなり本会議に出して、賛成か反対か、私はあまりにも早計ではないかと思えます。よって、次回に延期してはどうかというような思いがありますので、反対させていただきます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第3号は原案のとおり決定しました。

ここで暫時休憩します。

[事務局 芸西村議会議員報酬検討特別委員会委員名簿 配布]

休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員の選任を行います。お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「なし」の声]

異議なしと認めます。

従って、特別委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

《日程第27》

○ 竹内 英樹 議長

日程第27、議員派遣の件を議題にします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、議員派遣の件は、お手元に配付の資料のとおり、派遣することに決定しました。

《日程第28》

○ 竹内 英樹 議長

日程第28、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和元年第3回芸西村議会定例会を閉会します。

[9:50 閉会]